

# 介護支援専門員証更新対象者のための手続きフローチャート

「介護支援専門員証」の有効期間の更新を希望する

ここからスタート

\* 介護支援専門員、認定調査員、指定居宅介護支援事業所管理者として従事する予定がある（又は従事している）場合は『はい』を、従事する予定がない場合は『いいえ』を選択してください。

いいえ

有効期間満了後、介護支援専門員証の返納

D

\* 有効期間満了後は、介護支援専門員業務に従事することができなくなりますが、資格者名簿への登録は残ります。  
\* 再研修を修了後、交付申請により介護支援専門員証を取得すれば、介護支援専門員業務に従事できます。

はい

主任介護支援専門員資格を持っている

\* 主任介護支援専門員研修を修了後、一度介護支援専門員証が失効した場合は、主任介護支援専門員の資格も失われます。

はい

前回の介護支援専門員証の更新後、主任介護支援専門員**更新**研修を修了した（主任資格を取得する際の研修ではなく、**資格更新の研修**です）

いいえ

いいえ

介護支援専門員としてケアプラン作成業務に従事している（または、現在お持ちの介護支援専門員証の有効期間内に従事したことがある）

\* 従事した期間の長短は問いません。  
\* 認定調査業務は実務経験として認められません。  
\* 連絡調整を補助的に行う等、直接ケアプラン作成を行っていない場合は、実務経験として認められません。  
\* 指定居宅介護支援事業所の管理者業務は実務経験として認められます。

いいえ

R6年度の主任介護支援専門員**更新**研修を受講予定である

\* 主任介護支援専門員更新研修の受講には要件があります。要件を満たさない場合は受講できません。  
\* 主任介護支援専門員更新研修を受講できるのは、主任介護支援専門員の有効期限の2年前の年度からです。

はい

はい

主任介護支援専門員**更新**研修の受講

\* R6年度 主任介護支援専門員更新研修 の受講対象の方にも申込方法をご案内する予定です。  
\* 主任介護支援専門員更新研修をもって、更新研修A（専門研修課程Ⅱ）に代えることができます。そのため、両方の研修に申込みされた場合は、ご連絡の上、更新研修Aの申込みを取消しさせていただきます。  
注意：主任更新で証の更新を考えている方は、専門課程Ⅱの受講申込は不要です。

介護支援専門員証

更新手続き

C

はい

いいえ

初めての更新の方はH31～R5年度に、2回目以降の更新の方は今までの更新時に、専門研修課程Ⅰを修了している

はい

いいえ

更新研修B  
の受講

B

修了後

初めての更新の方でR1～R5年度中に、2回目以降の更新の方で前回の更新日以降に専門研修課程Ⅱを修了している

\* **更新の都度、研修受講が必要**です。  
特に2回目以降の更新の方は、前回の更新日以降に専門研修課程Ⅱを受けているかを必ずご確認ください。

はい

更新研修A  
（専門研修課程ⅠとⅡの両方）の受講

A-1

修了後

いいえ

更新研修A  
（専門研修課程Ⅱのみ）の受講

A-2

修了後

A-1からDの手続きについては、裏面の説明をご覧ください。

## 具体的な手続きについて

A-1

### 更新研修A(専門研修課程Ⅰ・Ⅱ)の受講及び更新手続きが必要

・申込期限：令和6年4月17日(水)まで

受講決定通知は  
4月末に送付予定です

※「介護支援専門員実務経験にかかる証明書」の提出が必要です。

※研修費用の支払方法は、受講決定通知でご案内します。

※更新手続きに必要な書類などは、研修修了時にご案内します。

A-2

### 更新研修A(専門研修課程Ⅱ)の受講及び更新手続きが必要

・申込期限：令和6年4月17日(水)まで

受講決定通知は  
4月末に送付予定です

※「介護支援専門員実務経験にかかる証明書」の提出が必要です。

※研修費用の支払方法は、受講決定通知でご案内します。

※更新手続きに必要な書類などは、研修修了時にご案内します。

更新研修Aを受講する方は、研修受講前に事例の提出が必要です。

\*別紙「事例の提出について」をご参照ください

B

### 更新研修Bの受講及び更新手続きが必要

申込みについては、適宜、石川県長寿社会課HP.上にてご案内します。

(※11月下旬以降の研修になりますので、今夏以降に詳細・内容等をご確認ください。)

C

### 介護支援専門員証の 更新手続きが必要

別紙「介護支援専門員証更新の手続きについて」  
をご覧ください。

D

### 有効期間満了後、介護支援 専門員証の返納が必要

・提出書類：介護支援専門員証  
返納後については、別紙「介護支援専門員再研修  
について」をご覧ください。